別記様式第１号（第５条・第６条関係）

京丹後市役所峰山庁舎２号館市民利用施設　利用申請書兼許可（不許可）書

＜申請者＞

京丹後市長　様　　年　月　日 京丹後市役所峰山庁舎２号館市民利用施設の利用を申請します。				
利用申請団体及び責任者氏名	責任者 氏　名		申請者 氏　名	□責任者と同じ
	住　所			
	団体名	（TEL　－　）		

＜申請内容＞

利用目的	□会議　□催し　□その他（　　）	
	非営利　・　営利　（入場料の徴収　□有　□無　）	
利用日時	年 月　日（　）	午前・午後　時００分から 午前・午後　時００分まで　（　時間00分）
利用施設	□　まちの情報コーナー　□　共同会議室(231・232・233同時使用) □　市民コラボラウンジ　□　２３１会議室 □　まちそらテラス　□　２３２会議室 □　みんなの広場　□　２３３会議室 □　２３４会議室	
利用附属設備等	□電源設備（みんなの広場）□冷暖房設備　□備品（別紙）	
減免登録	有（登録番号：　　）　・　無	
減免を受けようとする理由	（※登録がある場合は記載不要） □市主催・共催　□市内小中保こども園　□市内自治会 □市外小中保こども園・市内高等学校	

＜市処理欄＞

使用料	施設	円
	附属設備	円
	減免額	円
	合計	円
□許可	文書番号：　第　号 許可日：　年　月　日 京丹後市長　印	
□不許可	不許可の理由：	

（教示）

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

催し物などのチラシや事業概要書などがあれば、この申請書に添付してください。

追加確認

具体的な利用目的		利用人数	人

（別記様式第１号別紙）

施設名	備品名	配置数	使用数
まちの情報コーナー			
	スツール		
	ソファ		
	壁掛式８６型ディスプレイ（ＨＤＭＩケーブル付き）		
市民コラボラウンジ			
	打合せテーブル（４人用）		
	打合せイス		
	ハイカウンターテーブル		
	ハイカウンターイス		
	カウンターテーブル		
	カウンターイス		
	可動式ホワイトボード（マーカーペン・イレーザー付き）		
	壁掛式５５型ディスプレイ（ＨＤＭＩケーブル付き）		
まちそらテラス			
	屋外テーブル（４人用）		
	屋外イス		
	背付きベンチ（３人用）		
	背無しベンチ用テーブル		
	背無しベンチ（２人用）		
共同会議室			
	会議用テーブル		
	会議用イス		
	チェアポーター（３０脚用）		
	可動式ステージ（ステージスカート付き）		
	踏み台（ステージ用）		
	演台（１人用）		
	演台（２人用）		
	マイクスタンド（フロア型）		
	マイクスタンド（卓上型）		
	ワイヤレスマイク（ハンド型）		
	ワイヤレスマイク（タイピン型）		
	ケーブル付きマイク		
２３１会議室			
	可動式ホワイトボード（マーカーペン・イレーザー付き）		
	壁面投影式プロジェクター（操作設備を含む）		
２３２会議室			
	可動式ホワイトボード（マーカーペン・イレーザー付き）		
	可動式５５型ディスプレイ（ＨＤＭＩケーブル付き）		
２３３会議室			
	可動式ホワイトボード（マーカーペン・イレーザー付き）		
	可動式５５型ディスプレイ（ＨＤＭＩケーブル付き）		
２３４会議室			
	打合せテーブル（３人用）		
	打合せイス		
	可動式ホワイトボード（マーカーペン・イレーザー付き）		
	壁掛式５５型ディスプレイ（ＨＤＭＩケーブル付き）		